

「公害のまち」四日市と環境再生まちづくり

1972年7月24日、津地方裁判所四日市支部において、「四日市公害訴訟」の判決が下された。深刻な大気汚染は石原産業をはじめ被告6社の共同責任と断定し、原告・患者の全面勝利となった。経済優先の開発計画に誤りがあったとして、地域開発政策の見直しを求める画期的な判決であった。

公害判決35周年を記念して、7月21日に四日市で「環境再生まちづくり提言の集い」が開催され、全国から250名の参加者があった。日本環境会議などのメンバーが3年間にわたり調査研究し、その成果を提言として発表し、四日市再生に向けた課題を話し合った。判決から35年の歳月が流れたが、公害は克服されたのであろうか。四日市市は7月3日、「公害のまち」のイメージから抜け出そうと、コンビナートの夜景と乱舞するホテルをデザインしたポスターや名刺を作製した。市の「イメージチェンジ作戦」に公害患者から批判の声があがっている。公害患者は今も苦しみ、被告企業・石原産業によるフェロシルト不法投棄や最大規模の産業廃棄物不法投棄事件が起きている。

途中から提言づくりに参加して、今回の集いを企画し準備してきた。昨年からは何回か四日市を訪ねたが、コンビナートの高い煙突からあがる白い煙とともに、駅前の商店街の空き店舗や閑散とした街並みが気になった。

写真はJR四日市駅近くから撮ったもので、コンビナートと駅近



くの商店街である。近鉄四日市駅の商店街もJRほどではないが、空き店舗が

目立つ。四日市は「ジャスコ」発祥の地だが、写真のように駅前から撤退した。



中心市街地の空洞化は地方都市に共通する問題だが、四日市には特有の構造的な問題がある。それは「公害疎開」による住民移転である。

1966年策定の都市公害対策マスタープランによる都市改造は、「市民の住居の中心を公害の及ばない地域に大幅に移転し、新しい市街地を開発して収容する」とした。「公害疎開」が都市計画により推進され、モータリゼーションや道路整備により郊外に住宅が移転していった。防災緑地事業などの公害対策は計画通りに進まず、マスタープランは公害対策としては「未完」に終わったが、モータリゼーションとともに郊外化が進んだ。

四日市の環境再生・都市再生にとって、まずはコンビナートと隣接する地域の環境保全・防災が重要な課題であり、健康で安全なまちづくり、「水都再生」を進めていく必要がある。郊外化・スプロール化にともなう都市構造のゆがみや財政負担も重要だ。「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市にどのように転換していくか、「維持可能な社会」の四日市モデルが構築されることを願ってやまない。

* 本稿は一部修正して『建設政策』115号(2007.9)に「随想」として掲載された。